

大阪地方最低賃金審議会

第321回総会

議事録

平成29年度

大阪地方最低賃金審議会

第321回総会議事録

1 日 時

平成29年7月11日（火）午後1時55分～同2時40分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第1共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、北畑委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、西田委員、平岡委員

（事務局）

田畑局長、小島労働基準部長、田中賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、
田村賃金指導官、林最低賃金係長、木下給付調査官、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）本年度の審議の進め方について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

（3）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

（4）その他

(開会 午後1時55分)

佐渡主任

ただ今から大阪地方最低賃金審議会第321回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますよう、お願いいたします。

本日は、公益を代表する委員4名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員3名の12名の委員のご出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

なお、公益を代表する表田委員、飯島委員、労働者を代表する中井委員、使用者を代表する古谷委員、吉田博子委員、吉田豊委員は、本日所用のためご欠席でございます。

本日付けで大阪労働局長の異動がございました。田畑新局長からご挨拶申し上げます。

田畑局長

本日付けで大阪労働局長を拝命いたしました田畑一雄と申します。前任の荻谷局長同様よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

皆様方には日頃から労働行政の推進にご理解を賜っておりますことにこの場を借りまして御礼を申し上げます。また、大変お忙しい中、大阪地方最低賃金審議会にご協力をいただいておりますことにも重ねて御礼を申し上げます。

この審議会、自主性発揮等の観点から効率的な審議にご尽力を頂き、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分勘案した上で改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、これまでの経緯も十分に尊重していただきながら円滑な調査審議を行っておられるというふうにご伺っております。

委員の皆様方には本日も大変お暑い中お集まりいただいたわけですが、こういった暑い時期に大変なご労苦をおかけすることになろうかと存じておりますけれども、本年度も貴審議会の自主性を十分にご発揮をいただき、ご審議いただきますことを切に希望申し上げまして、簡単ではございますが会議に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうか本年もよろしくお願い申し上げます。

佐渡主任

それでは、審議に移らせていただきます。

会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

それでは、議事を進めます。お手元の議事次第に沿って進めたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)の本年度の審議の進め方についてに入ります。

本年6月16日に運営小委員会を開催し、本年度の審議の進め方について検討を行いました。

事務局からご説明をお願いいたします。

田中課長

賃金課長の田中でございます。事務局からご説明をいたします。

6月16日に開催されました運営小委員会で、本年度の審議の進め方などについて確認された主立った事項を9点ご説明いたします。

まず、会議及び議事録の公開についてです。今年度の運営小委員会については、運営小委員会運営規程の規定のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開とし、各専門部会、ほかの小委員会等の会議及び議事録の公開については、それぞれの専門部会、小委員会ごとに検討していただくということになりました。

次に、本年度の最低賃金専門部会の審議に関する了解事項についてです。地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の審議については、毎年、総会での承認を得た了解事項に基づいて運営を行っていますが、本総会に報告する了解事項（案）は、資料3のとおりとなりました。昨年度の了解事項に加えまして、地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会とも、任務を終了したときに各専門部会を廃止するという項目を追加することとなりました。

次に、3点目、特定最低賃金の改正決定の必要性審議の方法についてです。本年度は全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行っていただくこととなりました。

次に、4点目です。特定最低賃金の基幹的労働者の範囲の見直しに係る審議を本年度は必要性審議の専門部会で行うこととなりました。

次に、5点目です。特定最低賃金の必要性審議における不一致の報告、金額改定の審議における不一致に対する採決について、別々に総会を開催せず、一つの総会にまとめて行うこととなりました。具体的には、第6回総会として予定することになりました。なお、第6回総会は9月29日金曜日の予定となります。

次に、6点目、特定最低賃金の審議に関する申合せ事項について、本年度は審議のグループ分けを行わず、早期発効のために全業種とも11月30日発効を目標とする申合せがなされました。

次に、7点目です。特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に当たり、関係労使から意見聴取する方法について、従来どおり意見書で提出していただくということになりました。

次に、8点目です。昨年度の大阪府最低賃金専門部会答申なお書きに対する行政の取組報告の方法についてです。7月26日に開催となる第1回の地域別最低賃金専門部会において事務局からご報告し、その要旨を総会でご報告するという方法を採用することになりました。

最後に9点目です。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取については、7月28日に開催する第3回総会で行うこと、意見陳述時間は総枠30分以内程度とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側は井尻委員、使用者側は平岡委員にお願いすることになりました。

なお、意見陳述の人数ですが、労働者側は3人、使用者側は本日この場で人数をご説明いただくことになりました。

運営小委員会の報告は以上でございます。ご協議をよろしく願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。

ただ今事務局から運営小委員会の審議結果等についてご説明がございました。何かご質問などございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、ちょっと重なりますが、運営小委員会からは、ただ今から確認いたします9点の説明がございました。

1点目ですが、本年度の運営小委員会については、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開すること、各専門部会、他の小委員会等の会議及び議事録の公開については、それぞれの専門部会、小委員会ごとに検討するという事です。

2点目は、本年度の地域別最低賃金及び特定最低賃金の各専門部会の審議に関する了解事項について、資料3のとおりとのことですが、昨年度の了解事項に加えて、地域別最低賃金及び特定最低賃金とも、任務を終了したときは各専門部会を廃止するという項目を追加いたします。

続いて3点目は、本年度の特定最賃の改正決定の必要性審議の進め方についてです。全ての業種において、関係労使の入った専門部会で必要性審議を行うこととなります。ただし、特別小委員会は今後の特賃の新設の申出並びに現行特賃の廃止の検討審議の可能性に備え残しておくということがございます。

続いて4点目です。特定最賃の基幹的労働者の範囲の見直しに係る審議についてです。本年度から金額審議の専門部会ではなく、必要性審議の専門部会で行うという形になります。

5点目についてです。特定最賃の必要性審議の専門部会で一致しない状況となった場合に、不一致で結審した旨の報告を受ける総会を一つにまとめ、かつ、金額改定の専門部会で一致しない状況となった場合の金額採決を行う総会とも併せて、第6回総会で予定いたします。

続いて6点目です。特定最低賃金の審議に係る申合せ事項についてです。本年度は審議のグループ分けを行わず、早期発効のために全業種とも11月30日発効を目標といたします。

7点目についてです。特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る関係労使の意見聴取の方法については、意見書の提出によることといたします。

8点目です。昨年度の大阪府最低賃金専門部会答申なお書きに対する行政の取組の報告方法について、第1回の地域別最低賃金専門部会において事務局から報告を頂き、その要旨を総会に報告いただくという方法を採用します。

最後に9点目です。地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取について、7月28日に開催される第3回総会で行うこと並びに意見陳述時間は総枠30分以内程度とすること、意見を陳述される方の人選は、労働者側は井尻委員、使用者側は平岡委員をお願いをいたします。なお、意見陳述の人数については、労働者側は3人、使用者側は本日人数をご説明いただくことということになっております。

以上9点の報告がございました。最後の9点目の使用者側の意見陳述の人数ですが、使用者側、ご説明をいただけますでしょうか。

平岡委員

現段階では1名を予定しております。

服部会長

ありがとうございます。ただ今使用者側委員から1名陳述いただく旨の申出がございました。

それでは、意見陳述につきましては、労働者側は3人、使用者側は1人から意見聴取を行うということにいたしました。意見陳述の時間は総枠30分の範囲内で事務局に調整をしていただくということによろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。それでは、本年度におきましては、ただ今の点も含めまして、この運営小委員会の報告のとおり審議を進めることといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございました。ご了承いただきましたので、そのように進めてまいります。

それでは、続きまして、議事(2)大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)に入ります。

この件について、事務局よりご説明をお願いいたします。

田中課長

事務局よりご説明いたします。

平成29年度の大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問に際しまして、その経過について事務局からご説明申し上げます。

平成28年度、貴審議会に大阪府最低賃金の改正決定に係る諮問を行い、ご審議をいただいたところ、中央最低賃金審議会から提示のありました目安を参考に、大阪の地域経済情勢、雇用情勢等、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げにも配慮の上、慎重に審議を重ねていただき、目安額25円の引上げが適当であるとの答申を頂きまして、大阪府の最低賃金は時間額883円となったところでございます。

また、答申では、併せて中小企業等の経営力強化、生産性向上の取組に対する国の支援措置の拡充及び利活用の促進に努めることなど、また、そうした取組状況について、中小企業等に対する支援策の利活用の状況を含め、当審議会総会の場において報告することを要請いただいたところでございます。

さて、ご承知のことと存じておりますが、6月27日、中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から地域別最低賃金額改定の目安について調査審議の諮問がなされたところでございます。

本年3月に、内閣総理大臣を議長、そして産業界と労働界のトップが構成員となった働き方実現会議で、働き方改革実行計画が決定されております。

この働き方改革実行計画において、最低賃金については、年率3%程度をめどとして、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより全国加重平均が1,000円になることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図るとされております。

このような状況も踏まえ、現下の大阪府における緩やかな回復基調にある地域経済及び高水準が続

く有効求人倍率等の雇用情勢を勘案した結果、本年度も大阪府最低賃金の改正について、調査審議していただくことが適正であるとの結論に至りました。今般、そうした理由で諮問することとしたところでございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から大阪府最低賃金の改正決定の諮問を行うことといたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

田中課長

それでは、お戻りください。

小松指導官

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基0711第1号

平成29年7月11日

大阪府最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 田畑一雄

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

服部会長

ありがとうございました。ただ今局長から諮問を受けました。

それでは、今後の事務的な手続について、事務局からご説明お願いいたします。

佐渡主任

それでは、説明させていただきます。

ただ今局長から諮問申し上げましたので、本日付けで、専門部会委員の任命のための推薦を求める公示、関係労使の意見聴取の公示をいたします。

専門部会委員の任命のための推薦を求める公示の締切日は7月19日水曜日とさせていただきます、大阪府最低賃金に係る関係労使の意見聴取の公示の締切日は7月26日水曜日とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

その後、委員の任命の手続を経まして、専門部会を開催していただくこととなります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の諮問及び事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、議事を次に進めさせていただきます。

次に、議事（３）特定最低賃金の改正決定等について（諮問）に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

佐渡主任

説明させていただきます。

お手元にお配りしております９ページの資料５をご覧ください。

当局で決定しております７件の特定最低賃金全てについて改正を行うよう関係労働組合から申出があり、申出の要件を満たすものとして、塗料・鉄鋼・機械・自動車附属・電機・自動車小売の６業種は６月３０日付けで、非鉄は７月６日付けでこれを受理いたしました。

したがって、７件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と改正決定の必要性有りとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、併せて諮問することといたします。

以上でございます。

田中課長

それでは、会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から会長に諮問文を手交する)

田中課長

それでは、お席へお戻りください。

小松指導官

皆様、写しはお手元に届きましたでしょうか。

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

大労発基０７１１第２号

平成２９年７月１１日

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 田畑一雄

最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）（以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第２１条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定

することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・大阪府塗料製造業最低賃金
 - ・大阪府鉄鋼業最低賃金
 - ・大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
 - ・大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
 - ・大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - ・大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
 - ・大阪府自動車小売業最低賃金
- 以上でございます。

服部会長

ただ今、大阪府塗料製造業最低賃金外6件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無と必要性有りととの結論に達した最低賃金の改正決定につきまして、局長より諮問がございました。

なお、特定最低賃金の審議の流れに関しましては、特別小委員会での審議事項になりますが、本日、この総会の前に開催された第1回特別小委員会でご審議いただいておりますので、水島委員長から報告をお願いいたします。

水島委員長

本日開催しました第1回特別小委員会でご審議した結果につきまして、2点報告させていただきます。

1つ目として、今年度の特別小委員会については、特別小委員会運営規程の規定のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開することといたします。

2つ目に、今年度、改正決定に係る申出のありました7件の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する審議の進め方として、先ほども運営小委員会の報告がございましたが、全業種とも関係労使の入った専門部会を設置して審議することになりました。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございました。

ただ今水島委員長からご報告いただきましたが、質問、ご意見はございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、今年度、改正決定に係る申出のありました7件全ての特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する審議の進め方としては、全て必要性審議の関係労使の入った専門部会を設置して審議するという事としてよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。ご了承いただきましたので、そのように進めてまいります。
それでは、今後の手続につきまして事務局からご説明お願いいたします。

佐渡主任

説明させていただきます。

7業種全てで関係労使委員の入った専門部会を設置して改正決定の必要性の有無を審議していただくこととなりましたので、本日付けで7件それぞれ専門部会委員任命のための推薦を求める公示をいたします。

推薦公示の締切日は7月19日水曜日とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

その後、委員任命の手続を経まして、専門部会を開催し、審議していただくこととなります。専門部会の開催は、8月上旬の地域別最賃答申後となる見込みでございます。

また、この専門部会は、改正決定の必要性有りの結論に達した特定最低賃金については、そのまま改正決定の金額審議の専門部会を兼ねることとなります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局からのご説明につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして議事(4)その他に入ります。

まず、本年度の審議日程でございますが、資料7をご覧ください。

この案は、運営小委員会の検討結果を踏まえて、事務局を通じて日程調整を行いました結果、開催日を設定させていただいたものでございます。

なお、ここに専門部会等の7月25日火曜日、第1回地域専門部会とあります。日程が、第1回地域専門部会は7月26日水曜日午前10時開始と事務局から聞いております。

また、8月4日金曜日、第4回総会のところに、赤字の括弧書きで8月4日期限とございますが、これは地域別最低賃金を9月30日発効とするための答申日の期限が8月4日という意味でございます。8月4日までに専門部会で全会一致の答申を出すことができれば、9月30日発効は可能です。この場合、異議の申出に係る総会は、赤字で書いております8月22日火曜日に開催予定となっております。

中央最低賃金審議会の目安審議の状況等により、日程を変更する場合もございますが、基本的には

この審議日程（案）でよろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

服部会長

ありがとうございます。

ご異議がないようですので、本年度はこの日程に即して審議を進めてまいりたいと存じます。どうぞ協力のほどお願い申し上げます。

なお、日程の変更等がございましたら、対応の方もよろしくお願いいたします。

事務局から何かほかにございますでしょうか。

佐渡主任

2点ございます。

1点目は、事業場の実地視察のご提案でございます。事務局からご説明申し上げます。

田中課長

事務局からご説明申し上げます。

実地視察について、大阪府最低賃金は、近年、二桁引上げが続いており、過去5年で約100円の引上げとなっております。こうした中、地域の実情を踏まえた審議という基本に立ち返り、審議会委員が事業場へ実際赴き、直接に実態をご確認いただく機会をご提案したいと考えております。

例年は、地域最低賃金の審議に際し、関係労使から意見陳述していただくことで審議の参考としておりましたが、今年度は更に踏み込んだ実態把握を行う、そうした趣旨でのご提案でございます。

実地視察の実施の可否、内容等については、各地方最低賃金審議会に委ねられていることから、今般、審議会にお諮りする次第です。

実地視察を実施する場合、本年度は、視察対象業種として、ビルメンテナンス業をご提案したいと思っております。ビルメンテナンス業は、労働集約型産業であり、人件費コストが高い業種の一つと考えられ、かつ、近年審議会において使用者側から意見陳述を頂いている業種の一つでもあります。

また、今年度の実地視察は、大阪府最低賃金の改正審議の参考として、地域別最低賃金専門部会委員にご出席いただくこと、このため、実地視察の時期は地域別最低賃金専門部会開催の時期をご提案したいと考えています。

実地視察の準備、調整等の関係から、対象事業場の選定など事務局にお任せいただきたいと思いますと考えております。

なお、この実地視察につきましては、6月16日の第1回運営小委員会においてご説明し、本日総会へご提案することについてご了解を頂いておりますことを申し添えます。

ご協議よろしくお願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。以上、事務局からのご提案、ご説明でございましたが、この点について何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

平岡委員

業界や企業へのヒアリングとなるのか、ビルメンテナンスの現場を見るということになるのか。

田中課長

まず、ご了解を頂きましたら、個別の事業場の調整をさせていただくということで、業界としてビルメンテナンス業をやっている業種を対象としたいということでございます。

服部会長

ただ今ご質問賜りましたが、当審議会では、地域最低賃金の審議に際して、関係労使から意見陳述を頂くことでこれまで審議の参考としてまいりましたが、事務局からは更に踏み込んだ実態把握を行うための実地視察のご提案を頂きました。

今のご質問、ご確認を踏まえて、本年度は事業場の実地視察を行うということとしてよろしいでしょうか。

平岡委員

実地視察の提案は非常にありがたいことだと思います。特にビルメンテナンス業界に係る問題は、ここ数年、使用者側の意見陳述という形でお願いしてきた案件でございますので、それを更に踏み込んだ形での対応は非常にありがたいと考えております。

それに関しまして、先ほど意見陳述につきまして「1名を予定」とお答えをしたんですけれども、この1名というのがビルメンテナンス関連を想定しておりましたものです。今回実地視察で確認いただけるということですので、若干調整の時間を頂きたいのですけれども、現時点では、1名以下の陳述人という形で訂正させていただきたいと考えております。

服部会長

ありがとうございました。

ただ今平岡委員から実地視察の対象をビルメンテナンス業とすることにご賛同を頂き、ただし、第3回総会の使用者側意見陳述人はビルメンテナンス業から1名を想定をされていたとのことで、意見陳述の人数を再度検討、調整のため、本日の時点では1名以下ということにしたいという旨のお申出がございました。

使用者側の意見陳述人の人数について、ただ今のお申出につきまして、その申出のとおりということで対応させていただいてよろしいでしょうか。

井尻委員

使用者側からそのようなご提案があったんですが、意見陳述のトータルの時間が30分以内ということでございますので、人数が減るに当たっては時間が長くなるという理解でよろしいのでしょうか。また、その判断はいつまでになされるのかということをご確認いただければというふうに思います。

服部会長

30分以内なので、時間が変動するということですね。これにつきましてご質問ございましたが、事務局から今の時点でお答えできることがあればお願いいたします。

小松指導官

先日の運営小委員会におきましても、意見陳述に関しましては総枠30分の範囲内ということでご協議いただいたところでございます。すなわち使用者側が1名ご出席となった場合は陳述人が合計4名となりますので、4名で総枠30分の範囲内で陳述いただくこととなります。一方、使用者側の陳述がない場合は、労働者側の陳述人3名で総枠30分の範囲で陳述を頂くこととなります。第3回の総会、7月28日に意見陳述の場所を予定してございますので、事務局の希望になりますけれども、使用者側としてはできるだけ早く調整いただきまして、事務局にご連絡を頂けるとありがたいので、事務局を通してすぐに労働者側の委員にご連絡させていただこうと思っておりますので、そういうふうをお願いをしたいのですけれども、お願いできますでしょうか。

服部会長

ありがとうございました。今のご説明のとおりで、基本として議事(1)の今年度の審議の進め方において、意見陳述時間は総枠30分の範囲と決めたところでございます。したがって、使用者側委員1名の出席の場合は陳述人数4名となりますので、4名で総枠30分ということですが、今、1人以下ということもあり得るということで、最終的に人数が確定し次第のご連絡で総枠が決まってくるということでご説明がございましたが、今のお答えでよろしいでしょうか。

井尻委員

はい。

服部会長

そうしましたら、使用者側の委員におかれましては、速やかに事務局へ意見陳述人数を確定なさいましたらご報告を賜りますようお願いいたします。

ただ今は、使用者側意見陳述についての確認をさせていただきました。

このほか、実地視察の事務局提案につきまして再度お伺いをいたしますが、視察対象業種については、ビルメンテナンス業、出席委員は地域別最低賃金専門部会委員、視察の時期は地域別最低賃金専門部会の開催の時期、また、その選定は事務局に一任をいたしますということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。それでは、視察対象業種についてはビルメンテナンス業、出席委員は地域別最低賃金専門部会委員、視察の時期は地域別最低賃金専門部会の開催の時期といたします。

事業場選定及び実施時期などにつきましては事務局に一任いたしますので、よろしくお願いいたし

ます。

佐渡主任

承知いたしました。

それでは、続きまして2点目、本日の配布資料の資料12、団体からの最低賃金改正等に係る要請等につきましてご説明を申し上げます。

資料12は、前回、第320回総会以降、7月10日までに提出されました最低賃金に係る労働団体等からの要請書でございます。

29ページ、資料12-1は、本年6月30日付けで日本労働組合総連合会大阪府連合会から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請があったものでございます。

その内容として、大阪府最低賃金は政労使合意の雇用戦略対話及び政府の成長戦略に基づき、早急に連合大阪リビングウェイズ時間額990円以上に引き上げること、最低賃金の引上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充を図ること、特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り、労働条件の向上に資するものとする、また、特定最低賃金は地域別最低賃金に対して優位性を確保すること、地域別最低賃金は、特定最低賃金を上回るおそれのある業種については、2014年から実施した当該産業の労使を選出した専門部会方式で改正の必要性審議を行うこと、大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること、特に割合が増加している非正規労働者の生活実態及び意見を尊重することなどを求めるもので、同じものが傘下の73団体からも提出されております。

31ページ、資料12-2は、本年7月3日付けでUAゼンセン大阪府支部から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請があったものでございます。

その内容として、大阪府最低賃金は、政労使合意の雇用戦略対話及び政府の成長戦略に基づき、早急に連合大阪リビングウェイズ時間額990円以上に引き上げること、最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充を図ることなど、先ほどの日本労働組合総連合会大阪府連合会からの要請とほぼ同じ内容で、46団体と共に要請書が提出されております。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。ただ今ご説明がございましたが、この点について何かご質問はございますでしょうか。

(なし)

服部会長

ないようでしたら、委員の皆様、ほかにごございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

特にないようでございますので、今後の日程について事務局からご説明をお願いします。

佐渡主任

ご説明させていただきます。

次回、本年度第3回、第322回総会を7月28日金曜日、午前10時から開催いたします。

本件開催のご案内をお手元にお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

議事といたしましては、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達、関係労働者の意見聴取、昨年度大阪最低賃金額答申要望に対する取組報告を予定しております。

委員の皆様には、よろしく願いいたします。

服部会長

ありがとうございます。ただ今のご説明について何かご質問はございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、当面の審議の進め方につきましては以上のおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

その他、何かございませんか。公益を代表する委員はいかがですか。

(な し)

服部会長

労働者を代表する委員はいかがですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員はいかがですか。

(な し)

服部会長

それでは、本日の会議の議事録への署名につきましては、労働者を代表する委員は井尻委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いいたします。

それでは、事務局からほかに何かございませんでしょうか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。それでは、本日はこれにて閉会いたします。

(閉会 午後2時40分)